

計画の構成 ～「市町村自殺対策計画策定の手引き」（厚生労働省）より～

- 1) はじめに（町長によるメッセージを直接住民に伝えるため）
- 2) 計画策定の趣旨等
 - 2-1) 趣旨
（自殺総合対策大綱に掲げられた基本方針を踏まえて、自殺対策を全庁的な取組として推進していくための計画であることなどについて）
 - 2-2) 計画の位置づけ
（自殺対策基本法に基づく計画であることや他の個別計画との関係性などについて）
 - 2-3) 計画の期間（自殺総合対策大綱を踏まえておおむね5年以内とする）
 - 2-4) 計画の数値目標
（国の目標「平成38年までに自殺死亡率を27年と比べて30%以上減少させる」を踏まえ適宜適切に設定）
- 3) 寒川町における自殺の特徴
 - 3-1) 全国との比較
 - 3-2) 過去との比較（年次推移）
 - 3-3) 対策が優先されるべき対象群の把握（地域で多く亡くなっている人についてイメージを共有するため＝支援の対象を絞りやすくするため）
- 4) これまでの取組と評価（次期計画から盛り込むので構わない）
- 5) いのち支える自殺対策における取組（各事業の担当と実施時期を明記する）
 - 5-1) 基本施策
 - ①地域におけるネットワークの強化
 - ②自殺対策を支える人材の育成
 - ③住民への啓発と周知
 - ④生きることの促進要因への支援
 - ⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育
 - 5-2) 重点施策（地域の特性に応じた対策を作成）
 - 5-3) 生きる支援関連施策（全庁的に関連する施策を洗い出し、一覧を掲載）
- 6) 自殺対策の推進体制等
 - 6-1) 自殺対策組織の関係図（推進本部とネットワーク等との関係性の整理）
 - 6-2) 寒川町いのち支える自殺対策推進本部（仮称）
 - 6-3) 寒川町いのち支える自殺対策ネットワーク（仮称）
 - 6-4) 自殺対策の担当課・担当者（「計画策定」事務局）
- 7) 参考資料（自殺対策基本法、自殺総合対策大綱など）

【寒川町の特性】

- ・高齢者
- ・生活困窮者
- ・子ども・若者
- ・勤務・経営